

障がい者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

1 評価年度

令和5年度

2 目標に対する達成度

- (1) 採用に関する目標 当該年6月1日時点の法定雇用率以上
令和5年の法定雇用率 2.6%
実雇用率 2.64%
- (2) 定着に関する目標 不本意な離職者を極力発生させない
・ 離職者はいなかった。
(参考) 定着率 100%
※令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に採用された者の令和6年6月1日における定着率
- (3) 満足度・ワークエンゲージメントに関する目標 前年度を上回る
・ 昨年度よりアンケート調査を開始し、前年度と同様に満足度100%を維持した。
(満足度) 満足・やや満足 100%
※令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に採用された障がい者に対してアンケート調査を実施

3 取組内容の実施状況

- (1) 障がい者の活躍を推進する体制整備。
- ・ 障害者雇用推進者として人事課長と教育総務課長を選任
 - ・ 障害者職業生活相談員に選任された職員は埼玉労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講した。
 - ・ 庁内サポートオフィス職員は埼玉県産業労働部雇用労働課が開催する障害者雇用サポートセミナーに参加した。
 - ・ 埼玉県雇用開発協会が開催する障害者職業生活相談員等フォローアップ研修を受講した。
 - ・ 障がい者就労支援センターと連携し、障がい者である職員が活躍できるための課題を共有し、共同して解決を図る体制を構築した。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

- ・自己申告書により人事異動や職務内容に関する希望等を聴取した。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

- ・新規採用となった職員と人事課職員（保健師）が個別に面談する機会を設定した。
- ・各部署で発生する軽易な庶務的業務を集約化し、障がい者が自身の能力を発揮し、活躍できる就労の場として「庁内サポートオフィス」の運営を実施した。
- ・職員の募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わなかった。
 - (1) 特定の障がいを排除し、又は特定の障がい限定する。
 - (2) 自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - (3) 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - (4) 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - (5) 特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。